

平成26年10月6日

【所管事務の調査（報告）】

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止重点区域の指定に関する
パブリックコメントの実施について

資料 1 新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止重点区域指定について

資料 2 新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定（案）

資料 3 パブリックコメント手続用資料

背景と経過

- 平成7年7月：地域の環境美化を目的として「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」を施行

条例のポイント

- 川崎市内全域をポイ捨て禁止とする。
飲料容器やたばこ、ガムのかみかすなどを、道路、広場、公園、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはならない
- 重点区域の指定
主要駅周辺など、散乱を特に防止する必要があると認める区域を「散乱防止重点区域」に指定（平成7年10月1日に川崎駅を指定。以降各区の主要駅を順次指定。）

- 平成18年4月：歩行者の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行
6月：散乱防止重点区域と同一区域を路上喫煙防止重点区域に指定し、連携して取組を推進

新川崎・鹿島田駅を取り巻く周辺環境の変化及び重点区域指定に向けた動き

- 平成24年8月：鹿島田駅西部地区施設建築物新築工事（商業・住宅棟）着工
- 平成26年6月：幸区町内会連合会常任理事会、日吉地区町内会連絡協議会、御幸地区町内会連合会定例会にて重点区域指定に係る情報提供
- 平成26年8月：散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定に伴う第1回関係者会議開催
- 平成26年度末：新川崎・鹿島田駅西口交通広場供用開始（予定）

目的

■新川崎・鹿島田駅周辺は本市の地域生活拠点として位置づけられており、一体的かつ総合的な都市基盤施設の整備が進んでいる地域であるため、散乱防止の重点区域に指定することにより、環境美化の一層の促進を図るものです。

重点区域指定の考え方

- ◆ターミナル駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を重点区域に指定します。

重点区域指定(案)

- ◆新川崎駅と鹿島田駅を結ぶ主要道路、駅前広場及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等

重点区域指定の状況

- ◆散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域：6駅周辺を指定（平成26年9月現在）

川崎駅(東口・西口)(H7.10.1 指定)



武蔵小杉駅(H9.10.1 指定,H26.3.1 変更)



武蔵溝ノ口駅(H10.10.1 指定)



鷺沼駅(H11.10.1 指定)



登戸・向ヶ丘遊園駅(H22.12.1 指定)



新百合ヶ丘駅(H7.10.1 指定)



今後のスケジュール及び取組

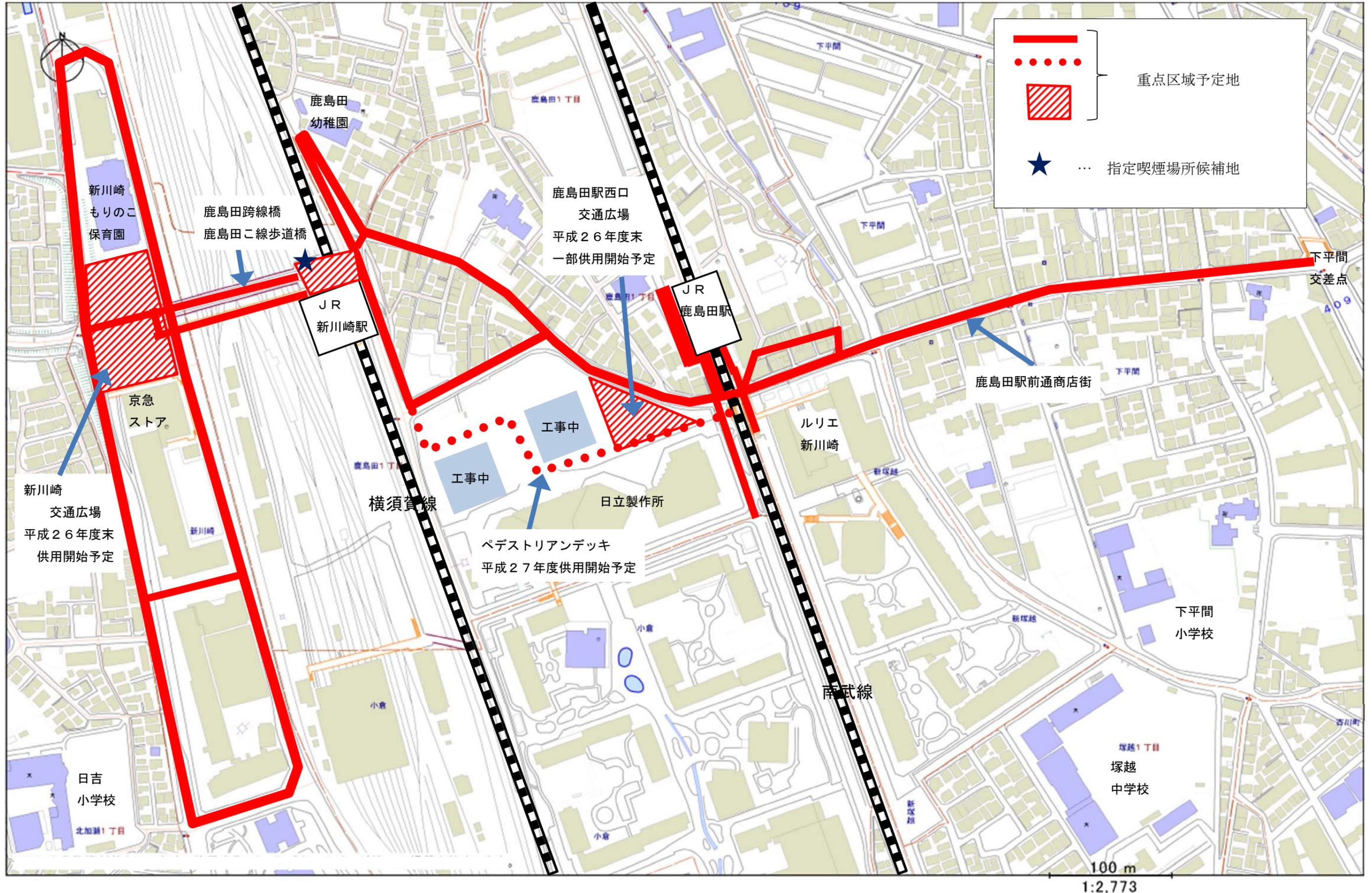
- 平成26年10月15日(水)～11月14日(金) パブリックコメント手続きの実施
- 平成27年2月 第2回関係者会議開催
- 平成27年3月1日 重点区域指定の告示
- 平成27年3月下旬 まちびらきイベント(新川崎交通広場)
- 平成27年4月1日 重点区域指定の施行

～広報・キャンペーン等～

- ・市政だよりの掲載（全市版及び幸区版）・・・3月号及び4月号
- ・市ホームページの掲載・・・3月から
- ・ポスターの掲出（公共施設、駅、商店）・・・3月上旬から随時
- ・ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーン（チラシ・啓発品配布）
- ※3月、4月に新川崎・鹿島田駅周辺において集中的なキャンペーンを行う。
- ・路面標示板等の設置・・・3月



路面表示板の例



「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成 27 年 3 月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成 26（2014）年 10 月 15 日（水）～11 月 14 日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送・持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
・川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課あて（川崎フロンティアビル 7 階）
・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて（川崎市役所第 3 庁舎 1 6 階）
- (3) ファクシミリ
FAX 番号 044-200-3869（市民・こども局市民生活部地域安全推進課）
044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民・こども局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

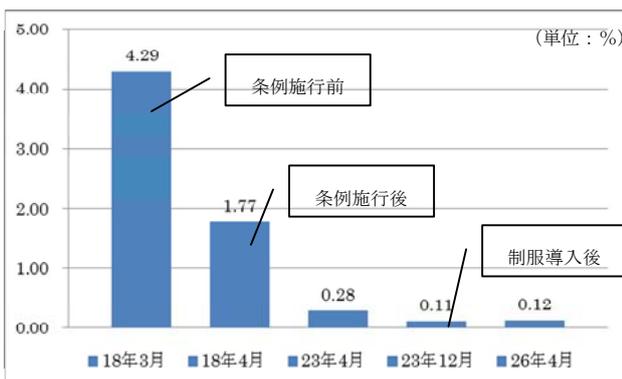
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

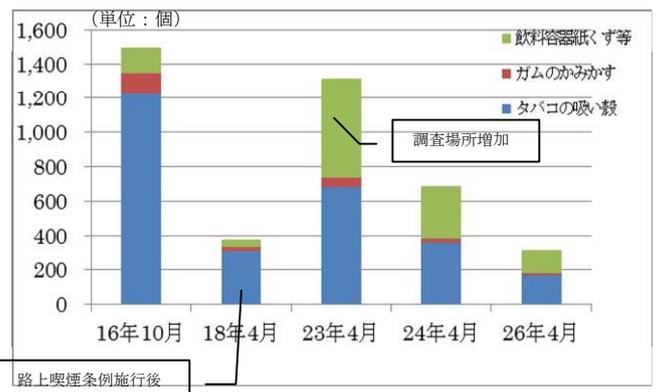
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
（15時～17時の定点観測値）



4 重点区域指定の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、新川崎・鹿島田駅周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

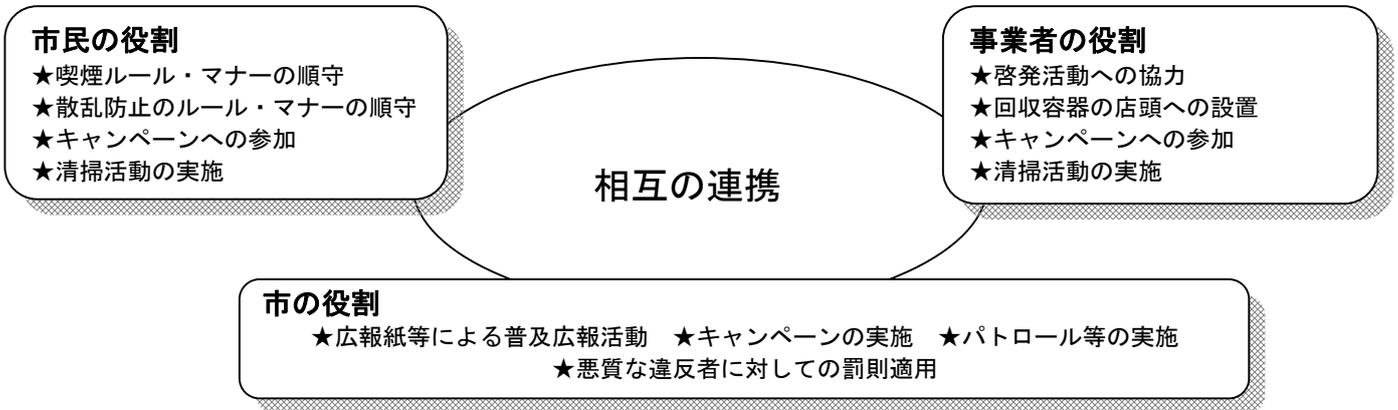
重点区域指定の背景

現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。新川崎・鹿島田駅周辺の整備が、平成27年3月で一定程度完了することから、両駅周辺の重点区域指定を行います。

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案については別図をご覧ください。なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、指定する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、固定式標示板等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

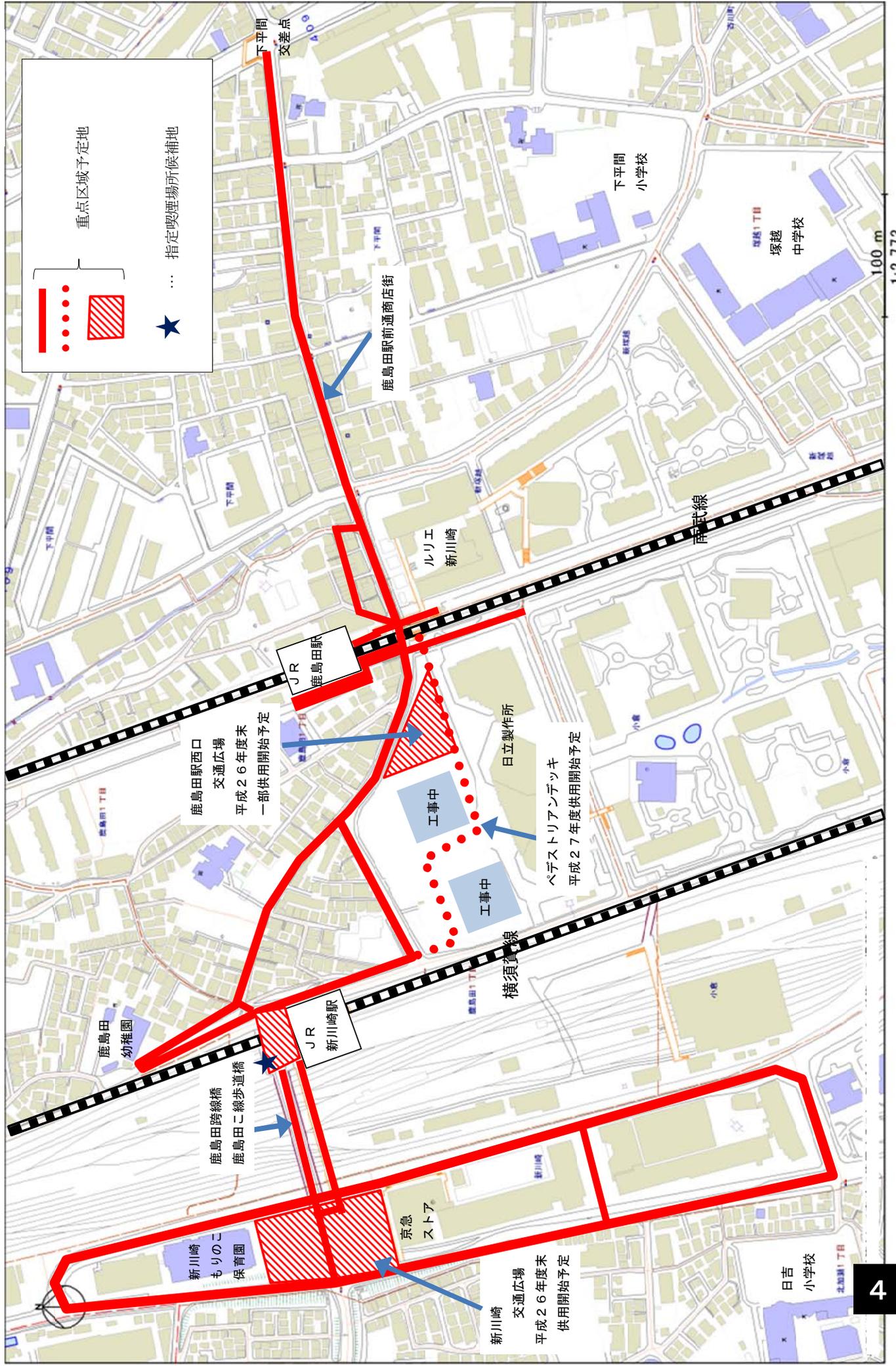
■今後の体制

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日（予定）

平成27年4月1日（平成27年3月1日告示）

新川崎・鹿島駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定（案）



意見書

題名	「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	① 川崎市環境局生活環境部減量推進課 ② 川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課		
電話番号	① 044-200-2580 ② 044-200-2284	FAX番号	① 044-200-3923 ② 044-200-3869
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		